

入 札 公 告

制限付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び掛川市契約規則（平成17年掛川市規則第33号）第4条の規定に基づき公告する。
入札執行等については、関係法令に定めるもののほか、この入札公告によるものとする。
この入札は静岡県共同利用電子入札システムの「制限付き一般競争入札」により執行する。

令和7年4月9日

掛川市長 久保田 崇

入札執行者		掛川市長 久保田 崇		入札番号	第10005号
建設工事名		令和7年度～令和8年度 海岸防災林強化事業（債務負担行為） 国安地区盛土工事			
施行箇所		掛川市 国安 地内	工 種	土木一式工事	
工 期		令和9年2月9日	予定価格（税込）	343,266,000円	
方 式		電子入札案件「制限付き一般競争入札」			
週 休 2 日		〔週休2日推進工事〕…掛川市週休2日推進工事（土木工事等）実施要領による。			
工 事 概 要	規 模	砂丘造成盛土工 V＝125,700 m ³			
	構造形式	※本案件の請負契約は、議会の議決を要するものである。			
公 告 日		令和7年4月9日（水）	申請書等の提出期限日	令和7年4月22日（火）	
資格の認定日		令和7年4月23日（水）	開札執行日（午前11時）	令和7年5月15日（木）	
入札参加形態		掛川市特定建設工事共同企業体取扱要綱に定める特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」とする。）とする。			
共同企業体の 資格要件		構成員数	2者とする。		
		構成員の 組合せ	令和7・8年度における掛川市建設工事入札参加資格者名簿に登録された者のうち、代表構成員の資格要件をすべて満たすもの1者及びその他構成員の資格要件をすべて満たすもの1者の組合せとする。ただし、各構成員は当該工事の他の共同企業体の構成員となることはできない。		
		結成方法	自主結成とする。		
		出資比率	構成員の出資比率の最小限度基準は、30パーセント以上とする。		
		存続期間	(1) 本件工事の請負契約の相手方となった共同企業体については、成立してから本件工事の請負契約の履行後3カ月以上経過した日まで (2) 本件工事の請負契約の相手方とならなかった共同企業体については、成立してから本件工事の請負契約の締結された日まで		

共同企業体の代表構成員の資格要件 (特記事項)	掛川市における建設工事競争入札参加資格の認定を受けている者のうち、次に掲げる条件をすべて満たしていること。 (1) 構成員中、出資比率が最大であること。 (2) 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条の規定に基づく<u>土木一式工事に係る特定建設業者</u>であり、<u>掛川市内</u>に法第3条第1項に規定する本社又は支店等を有する者であること。 (3) <u>掛川市内に本社がある者</u>においては、掛川市建設工事競争入札参加者の格付基準により、土木一式工事の<u>A等級</u>に格付されている者であり、経営事項審査結果（「令和7・8年度一般競争（指名競争）参加資格審査申請書の提出時のもの」）の土木一式の総合評点が<u>900点以上</u>であること。<u>掛川市内に支店等がある者</u>においては、上記の総合評点が<u>1,100点以上</u>であること。 (4) 法第26条の規定に基づく土木一式工事に係る主任技術者又は監理技術者を当該工事に<u>専任で</u>配置できること。 (5) 土木一式工事の許可を有しての営業年数が3年以上あること。
(共通事項)	(6) (2)の営業所が掛川市の入札参加資格者名簿に契約営業所として登録されている者であること。 (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定に該当しないこと。 (8) 法第28条第3項の規定による営業停止（以下「営業停止」という。）の期間中でないこと。 (9) 掛川市工事請負契約等入札参加停止等実施要綱に基づく入札参加停止等を受けている期間中でないこと。 (10) 工事の施工に対応して必要な建設業法に規定する技術者を配置できる者であること。 (11) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てが成されている者（更正手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てが成されている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
共同企業体のその他構成員の資格要件	(1) 掛川市建設工事競争入札参加者の格付基準により、土木一式工事の<u>A等級</u>に格付されている者であること。 (2) 法第26条の規定に基づく土木一式工事に係る主任技術者又は監理技術者を当該工事に<u>専任で</u>配置できること。 (3) 土木一式工事の許可を有しての営業年数が3年以上あること。
配置予定技術者等の資格及び工事経験	(1) 代表構成員の資格要件に掲げる資格「監理(主任)技術者」があることを的確に判断できる配置予定技術者の資格を有すること。 (2) 工事経験は、代表構成員及びその他構成員ともに、平成22年度以降で工事が完成し引渡しが進んでいる静岡県又は県内市町発注の同種工事（土木一式工事）の経験とする。 (3) 配置予定技術者として複数の候補技術者を記載することができる。
設計図書等の閲覧及び配布	閲覧場所：掛川市役所4階 行政課契約検査係において閲覧する。 配布方法：静岡県掛川市公式ホームページからダウンロードする。
入札参加資格なし理由請求	令和7年4月24日(木)までに書面（任意様式）を提出することにより、説明を求めることができる。
入札執行方法	電子入札：令和7年5月13日(火)の午前9時から令和7年5月14日(水)の午後4時までに電子入札システムにより提出すること。 紙入札：令和7年5月15日(木)の午前11時までに掛川市役所4階行政課入札室へ入札書等を直接持参すること。
申請書類等の提出場所	静岡県掛川市長谷一丁目1番地の1 掛川市役所4階 行政課契約検査係 電話番号0537-21-1133(直通)

共同企業体の提出資料	・電子入札利用届（J V 用）及び添付書類 ・特定建設工事共同企業体協定書（写） ・入札参加資格審査申請書及び確認資料
電子入札利用届（J V 用）及び添付書類	電子入札利用届（J V 用）は、別紙様式 2 により作成し、添付書類を付して“入札参加資格審査申請書及び確認資料”と同様に提出するものとする。 なお、書類等は記名押印後にスキャンし、P D F 等に変換すること。
特定建設工事共同企業体協定書（写）	特定建設工事共同企業体協定書は、別紙様式第 6 号により作成し、“入札参加資格審査申請書及び確認資料”と同様に提出するものとする。 なお、協定書は 2 通作成し、当事者記名押印後にどちらか 1 通をスキャンし、P D F 等に変換すること。

入札参加資格確認申請書及び確認資料	紙入札案件の申請書等は、直接提出するものとする。 電子入札案件の申請書等の提出は、原則として電送とするが、電子ファイルの容量で電送できない場合や掛川市電子入札運用基準（様式 3：紙入札方式参加申請書）により発注者の承諾を得た場合は、申請書及び資料を持参することができる。紙入札方式参加申請書は“申請書等の提出期限日”の午後 5 時までに直接提出するものとする。 申請書及び確認資料の提出は“申請書等の提出期限日”の午後 5 時までに静岡県共同利用電子入札システムにより提出すること。なお、添付資料のファイル名については「業者名」を必ず記入すること。また、持参による場合は“申請書等の提出期限日”の午後 5 時までに提出するものとする。 入札参加資格確認申請書は、別紙様式第 2 号により作成し、(1)の同種工事の施工実績表、及び(3)の配置予定技術者等の資格・経験表、及び(4)の許可等の状況表に記載すること。 (1) 同種工事の施工実績表 建設工事業者の入札参加資格要件に掲げる資格があることを的確に判断できる同種工事の施工実績を記載すること。この場合、資格があると確認できる工事を複数記載できるものとする。 (2) 契約書等の写し (1)の同種工事の施工実績として記載した工事に係る契約書の写し並びに施工実績を証明する設計書の写し、又は工事实績情報システム（CORINS）の工事カルテ受領書の写しを提出すること。 (3) 配置予定技術者等の資格・工事経験表 “配置予定技術者等の資格及び工事経験”のとおりとし、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、直ちに当該申請の取下げを行うこと。他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、掛川市工事請負契約等入札参加停止等実施要綱（平成 19 年 9 月 1 日施行）に基づく入札参加停止等を行うことがある。 (4) 許可等の状況 建設業許可の状況及び建設工事の格付及び経営事項審査の結果等を記載すること。 (5) 共同企業体協定書の写し（様式第 6 号）を提出すること。 (6) その他 ・申請書及び確認資料の作成及び申込に係る費用は提出者の負担とする。 ・提出資料は、入札参加資格の確認以外に無断で使用しない。 ・提出期限後における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。 ・提出資料は、返却しない。 ・提出資料は、公表しない。
-------------------	--

設計図書等の 閲覧及び配布	仕様書、設計書、図面等の閲覧及び配布は次のとおりとする。 閲覧期間は“開札執行日”までとする。 配布期間は“資格の認定日”までとする。なお、配布方法の詳細については下記のとおりとする。 ※静岡県掛川市公式ホームページからダウンロードする。 [トップページ⇒暮らし・行政情報⇒産業・仕事⇒新着情報⇒ “制限付き一般競争入札公告を更新しました。”] トップページURL http://www.city.kakegawa.shizuoka.jp/
設計図書等に対する質問	設計図書等に対する質問がある場合においては、質疑書を提出すること。 質疑書を“申請書等の提出期限日”の午後５時までに電子入札システムの説明要求〔入札説明書・案件内容〕により提出すること。なお、持参による場合は“申請書等の提出期限日”の午後５時までに直接提出するものとする。 質疑書に対する回答については、次のとおりとする。 回答を“資格の認定日”までに電子入札システムに掲載する。なお、持参による場合は、前項の掲載及び“資格の認定日”までに“申請書類等の提出場所”において回答書を配布する。なお、質疑書の提出がない場合には、回答等を掲載又は配布しない。
現場説明会	無し
入札参加資格なし理由請求及び回答	入札参加資格がないと認められた者は、入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。 書面を“入札参加資格なし理由請求日”の午後５時までに電子入札システムの説明要求〔「参加資格なし」の理由請求〕により提出すること。 なお、持参による場合は“入札参加資格なし理由請求日”の午後５時までに直接提出するものとする。 入札執行者は、説明を求められたときは、説明を求めた者に対し電子入札システムにより回答する。なお、持参による場合は“申請書類等の提出場所”において、説明を求めた者に対し回答書を配付する。
入札執行条件	(1) 郵送による入札は認めない。 (2) 代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出しなければならない。 (3) 持参による入札に当たっては、入札参加資格があることが確認された旨の通知書及びこの工事の詳細な積算資料を入札執行場所へ持参すること。 (4) 入札書に記載される入札金額の根拠となる工事費内訳書を作成し、提出しなければならない。紙による入札に当たっては、工事費内訳書を入札書とともに入札用封筒に封かんして提出しなければならない。なお、工事費内訳書を提出しない入札参加者は、当該入札に参加することができない。 (5) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札すること。
開札	開札は、入札日時後に入札参加者又はその代理人を立ち合わせて行う。 ただし、入札参加者又はその代理人が立ち会わない場合においては入札事務に関係のない市職員を立ち合わせて行う。
入札の無効	本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書、入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 なお、入札参加資格のある旨を承認された者であっても、確認の後に入札参加停止措置を受けて入札時点において入札参加停止期間中である者等入札時点において建設工事業者の入札参加資格要件に掲げる資格のない者のした入札は無効とする。

落札者の決定方法	地方自治法第234条第3項及び地方自治法施行令第167条の10第1項の規定により予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
最低制限価格	採用：掛川市最低制限価格実施要領による。
入札保証金	免除
入札執行回数	予定価格事前公表：1回を限度とする。 予定価格事後公表：2回（再度入札）を限度とする。
不落随契	予算決算及び会計令（昭和22年政令第220号）第99条の2の規定により競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない（予定価格と最低価格との差が5%以内に限る。）ときは、予定価格の範囲内で随意契約とする。
契約保証金	請負代金額が300万円以上の場合に10分の1以上の額とする。
契約書の作成	請書：請負代金額300万円未満の場合に作成する。 請負契約書：請負代金額300万円以上の場合に作成する。
支払条件等	前払金：請負代金額の10分の4以内の額とする。 中間前払金：請負代金額の10分の2以内の額とする。 部分払：請負代金額が5,000万円以上の場合は4回以内。 請負代金額が2,000万円以上5,000万円未満の場合は3回以内。 請負代金額が300万円以上2,000万円未満の場合は2回以内。
その他	(1) 掛川市電子入札運用基準に基づき入札に参加すること。 (2) 入札参加者は、掛川市競争契約入札心得を遵守すること。 (3) 落札者は、申請書に記載した配置予定技術者を当該工事の現場に配置すること。 (4) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。 (5) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、掛川市工事請負契約等入札参加停止等実施要綱に基づく入札参加停止を行うことがある。 (6) インターネットによる設計図書等の電子データが閲覧及びダウンロードできない場合には電子データが保存された媒体を借用することができる。 (7) 電子入札システムに障害等やむを得ない事情がある場合には、紙入札に変更する場合があります。 (8) 電子入札システム（入札参加者側）の運用時間等は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後9時までとなる。 (9) 掛川市役所行政課においての申請書等の受付日時は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時までとする。 (10) その他詳細不明の点については、 静岡県掛川市役所行政課契約検査係 電話番号0537-21-1133(直通) に照会すること。